

千葉大学（大学院専門法務研究科）及び鹿児島大学（法文学部）の法曹養成連携協定の変更協定

千葉大学（以下「甲」という。）と鹿児島大学（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（乙の変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定における乙の連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。以下同じ。）の早期卒業制度を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 一 令和5年4月1日より、早期卒業の資格にかかる要件のうち、2年次末までに取得しなければならない卒業要件科目の単位数を「95単位以上」から「90単位以上」に変更する。

（本協定の適用者）

第2条 本協定の第1条の規定は、乙の令和5年度入学者から適用する。

（効力の発生）

第3条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月18日

甲 千葉大学  
学長 中山 俊憲  
上記代理人大学院専門法務研究科長  
小林 俊明

乙 鹿児島大学  
学長 佐野 輝  
上記代理人法文学部長  
松田 忠大

## 千葉大学大学院専門法務研究科及び鹿児島大学法文学部の法曹養成連携協定

千葉大学大学院専門法務研究科（以下「甲」という。）と鹿児島大学法文学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、甲において法学既修者に適用される教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を乙において編成し、乙における法曹等を志望する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うことを目的とするものである。

### （法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 千葉大学大学院学則第2条に規定する専門法務研究科（甲）
- 二 連携法曹基礎課程 鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラムに関する規則第2条に規定する乙の法文学部法曹養成連携プログラム（以下、「本法曹プログラム」という。）

### （本法曹プログラムの教育課程）

第3条 乙は、本法曹プログラムの教育課程を別紙第1のとおり定める。

### （本法曹プログラムの成績評価）

第4条 乙は、本法曹プログラムの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

### （法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹プログラムの履修を許可されている学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹プログラムの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹プログラムの学生に対する学修支援を所管する委員会を設置すること
- 二 本法曹プログラムの学生に対して、学修指導を行う教員を配置すること
- 三 本法曹プログラムの学生に対して、実務経験のある教員または実務家による学修その他の就学に関する助言を受ける機会を与えること
- 四 乙は、前三号に関して、学生の満足度を把握するため、第2号の教員以外との面談の機会を年に2回程度設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

### （甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹プログラムにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続

に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 次項に定める協議を経て、本法曹プログラムにおいて開設される科目の一部につき、甲の教授会構成員である教員が授業の担当等を行うこと
  - 二 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

#### (入学者選抜の方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、5年一貫型教育選抜（論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜）を実施する。
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

#### (協定の有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に3年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

#### (協定に違反した場合の措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

#### (本協定が終了する場合の特則)

- 第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあつては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹プログラムに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹プログラムを修了するときに、終了するものとする。

#### (個人情報の取り扱い)

- 第11条 甲及び乙は、本協定を通して知り得た乙の学生の個人情報を本協定第1条に定める連携事業以外の目的に使用しないものとする。ただし、本人の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(協定書に定めのない事項)

第12条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要な事項及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月18日

甲

乙

学長（代理人） 小林俊明

学長（代理人） 松田忠大

<別紙 1 >

1. 乙の法曹プログラムの教育課程編成の方針

乙に履修プログラムとして設置される法曹養成連携プログラムは、乙の法経社会学科法学コースにおける法学教育課程と連携法科大学院の教育課程を一貫的に接続し、体系的な学修を行うことを目的とする。この目的を達成するため、法曹養成連携プログラムは、乙及び法経社会学科法学コースのカリキュラム・ポリシーを踏まえつつ、これを履修する学生が、連携法科大学院における学修の前提となる能力、すなわち、①社会に生起する問題を発見する能力、②法的知識及びその調査能力、③法的な分析・推論を行う能力、④法的な議論や表現をする能力を身につけることができるように、乙の法経社会学科法学コースにおいて開設される科目を通じて次のように教育課程を編成する。

(1) 連携法科大学院における教育の共通的な到達目標の中心部分となる科目（以下、法律基本科目という）については、必ず修得しなければならない科目とする。段階的・体系的な学修を行うために、①実定法を学ぶ基礎となる分野である憲法（人権・統治）、民法（総則・物権法・債権法・家族法）、刑法（総論・各論）に関する科目を1年次から2年次にかけて多く配置し、②その応用的な内容を含む分野である商法（会社法）、行政法（総論・国家補償法・行政争訟法）、民事訴訟法、刑事訴訟法に関する科目を学年進行に応じて順次展開する。

(2) 法律基本科目において学修した法的知識と理解を前提として、各分野の具体的な事例を分析して法的な推論を行い、その内容を文書によって表現する能力を身につける少人数演習科目（キャリア形成演習（法職入門A）、同（法職入門B））は、学生が必ず修得しなければならない科目とする。

(3) 法律基本科目の特定分野について、講義科目で学修した法的知識と理解を前提として、より高度な分析と推論を行う能力、議論をする能力、文書や口頭で表現する能力を身につける少人数演習科目（演習I）は、学生が複数の分野について必ず履修しなければならない科目とする。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	法学の基礎	2				
		憲法統治	2				
	後	民法総則	2				
		憲法人権 I	2				
2年	前期	憲法人権 II	2			実践演習（模擬裁判）※3	2
		物権法 I	2				
		債権法 I	2				
		家族法	2				
		刑法総論 I	2				
		行政法総論 I	2				
	後	物権法 II	2			法社会学※4	2
		債権法 II	2			実践演習（法情報論）※3	2

	刑法総論Ⅱ	2					
	刑法各論Ⅰ	2					
	会社法Ⅰ	2					
	行政法総論Ⅱ	2					
	民事訴訟法Ⅰ	2					
	刑事訴訟法Ⅰ	2					
	キャリア形成演習 (法職入門A)	2					
3年	前期	債権法Ⅲ	2	演習Ⅰ(憲法)※1	2	商取引法Ⅰ※4	2
		刑法各論Ⅱ	2	演習Ⅰ(財産法)※1	2		
		会社法Ⅱ	2	演習Ⅰ(刑法)※1	2		
		国家補償法	2	演習Ⅰ(商法)※1	2		
		行政争訟法	2	演習Ⅰ(行政法・地方自治法)※1	2		
		民事訴訟法Ⅱ	2	演習Ⅰ(民事手続法)※1	2		
		刑事訴訟法Ⅱ	2	演習Ⅰ(刑事訴訟法)※1	2		
	キャリア形成演習 (法職入門B)	2					
	後期			演習Ⅰ(憲法)※2	2	司法政策論※3※4	2
				演習Ⅰ(財産法)※2	2	有価証券法※4	2
				演習Ⅰ(刑法)※2	2		
				演習Ⅰ(商法)※2	2		
				演習Ⅰ(行政法・地方自治法)※2	2		
				演習Ⅰ(民事手続法)※2	2		
			演習Ⅰ(刑事訴訟法)※2	2			
合計		54		8		※5	

※1 この中から4単位以上の修得が必要

※2 この中から4単位以上の修得が必要

※3 法経社会学科法学コース開設科目のうち、履修を推奨する科目。法曹養成連携プログラムの修了要件には含まれない。

※4 法経社会学科法学コース開設科目のうち、法曹養成連携協定を交わす法科大学院における個別免除の要件となる科目。法曹養成連携プログラムの修了要件には含まれない。

※5 乙の法経社会学科法学コースの履修要件に従い、法曹養成連携プログラムの必修科目及び選択必修科目を含む専門科目を94単位以上、共通教育科目30単位以上(合計124単位以上)を修得することが、乙の法経社会学科法学コースの卒業及び法曹養成連携プログラムの修了に必要である。

## <別紙2>乙の法曹プログラムにおける成績評価の基準

鹿児島大学法文学部法曹養成連携プログラムにおける各科目の成績評価は、「法文学部法経社会学科法学コースにおける開講科目の成績評価に関する申合せ」に基づいて、以下のとおり実施される。

### 1. 成績評価基準

(1) 各科目の成績評価は、シラバスに示される「授業の目標」に対する到達度を判定し、以下の基準によって評価する。

秀 (90 点以上) : 当該科目の学修目標を極めて高い水準で充足している者。

優 (90 点未満 80 点以上) : 当該科目の学修目標を高い水準で充足している者

良 (80 点未満 70 点以上) : 当該科目の学修目標を概ね充足している者

可 (70 点未満 60 点以上) : 当該科目の学修目標を最低限充足している者

不可 (60 点未満) : 当該科目の学修目標に到達していない者

(2) 別表に掲げる各科目の成績評価に際しては、論述式を含む期末試験を実施しなければならない。

### 2. 相対評価

別表に掲げる科目については、秀 (90 点以上) と評価する人数の上限を成績評価対象者 (法文学部法経社会学科法学コース以外に所属する学生を除く) の 20%以内とする。ただし、以下の場合は、法学コース会議が当該授業の成績評価が厳格に行われていることを確認したうえで、前項の例外を認めることができる。

(1) 成績評価対象者が 20 名に満たない場合

(2) 厳密な到達度評価を前提とする教授方法の導入などにより、前項に規定する基準によりがたい場合

### 3. 審査

法学コースFD委員は、別表記載の各科目の成績評価が相対評価の基準に適合しているか否かを審査し、その結果を法学コース会議に報告する。基準に適合しない科目がある場合、法学コース長は、その評価を是正するよう当該科目の担当教員に命じなければならない。

(別表)

法学の基礎	民法総則	物権法Ⅰ	物権法Ⅱ	債権法Ⅰ
債権法Ⅱ	債権法Ⅲ	家族法	憲法人権Ⅰ	憲法人権Ⅱ
憲法統治	刑法総論Ⅰ	刑法総論Ⅱ	刑法各論Ⅰ	刑法各論Ⅱ
会社法Ⅰ	会社法Ⅱ	行政法総論Ⅰ	行政法総論Ⅱ	国家補償法
行政争訟法	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法Ⅱ	刑事訴訟法Ⅰ	刑事訴訟法Ⅱ

以上

### <別紙3>本法曹プログラムにおける早期卒業制度

本法曹プログラムを履修する学生の早期卒業は、「法経社会学科法学コース早期卒業に関する申合せ」（法文学部教授会）の定めるところによる。

#### 1. 資格

2年次末までに次の要件をすべて満たす場合は、早期卒業の資格を有するものとする。

- (1) 卒業要件科目の単位数90単位以上(令和4年度以前入学生については95単位以上)を取得している者
- (2) 修得した全卒業要件科目の平均点が85点以上の者  
ただし、平均点の算出においては、単位認定科目および他大学単位互換制度により単位を修得した科目は対象外とする。
- (3) 3年次末までに卒業に必要な単位を修得できる見込みの者

#### 2. 申請

早期卒業を希望する者は、2年次後期の成績交付が完了した時点で、学科長に対しすみやかに所定の願書を提出しなければならない。

#### 3. 判定

教授会は、早期卒業申請者の資格の有無について審議し、これを判定する。

#### 4. 卒業

早期卒業の資格を有する学生が、3年次に卒業要件単位をすべて修得し、かつ、3年次末までに修得した卒業要件単位に算入できる全科目の成績の平均点が100点満点で85点以上の場合に、卒業を認定する。

#### 5. 卒業の時期

卒業の時期は、3年次後期末とする。

本法曹プログラムを履修する学生の年間履修上限は、「法文学部履修登録単位の上限に関する申合せ」（法文学部教授会）の定めるところによる。

#### 1. 履修登録単位数の上限

学生は、各学期に開講される共通教育科目並びに専門教育科目について、合計25単位を超えて履修登録することはできない（なお、令和2年度4月入学生からは、合計24単位を超えて履修登録をすることができない）。

#### 2. 適用除外

早期卒業を申請し、その資格を認められた学生については、3年次において履修登録単位数の上限を適用しない。

以上



<別紙4>

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

[協定校枠]

1. 5年一貫型教育選抜方式
2. 募集人員 6名（うち1名は地方大学枠）
3. 出願要件  
出願の時点において本法曹プログラムの履修を許可されている者で、かつ当該年度終了時に卒業認定を受ける見込みの者
4. 合否判定の方法  
下記 a)を60%、b)を40%の割合で合算して判定する。
  - a)成績証明書
  - b)口述試験  
学修歴、これまでの活動実績、法律知識、志望理由等について質疑を行い、法曹に対する適性、理解力および判断力等を考慮して総合的に評価する。

[協定校枠（地方大学）]

※この枠は本法曹養成連携協定に基づく法曹コース修了者のみを対象としている。

1. 5年一貫型教育選抜方式
2. 募集人員 1名
3. 出願要件  
出願の時点において本法曹プログラムの履修を許可されている者で、かつ当該年度終了時に卒業認定を受ける見込みの者
4. 合否判定の方法  
下記 a)を60%、b)を40%の割合で合算して判定する。
  - a)成績証明書
  - b)口述試験  
学修歴、これまでの活動実績、法律知識、志望理由等について質疑を行い、法曹に対する適性、理解力および判断力等を考慮して総合的に評価する。

※ どちらの枠でも出願可（併願も可）。